

外部研修生（インターン）受入れに関する協定書

地方独立行政法人 大阪市博物館機構 大阪中之島美術館準備室（以下「甲」という）と研修生在籍大学等 _____（以下「乙」という）とは、地方独立行政法人 大阪市博物館機構 大阪中之島美術館準備室 外部研修生（インターン）受入れ制度実施要綱に基づき、甲が実施する研修生受入れに関する必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条

外部研修生（インターン）受入れは、甲がその業務の場を提供することによって、学生の職業意識とコミュニケーション能力の育成を図るとともに、文化行政、美術館運営、アートマネジメント、美術教育の分野での就労をめざす学生に、研修の機会を与えることを目的とする。

（研修の内容）

第2条

前条に定める研修の概要は別紙1の通りとし、内容及びスケジュール等の詳細については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（研修生の身分）

第3条

甲は、外部研修生（インターン）の身分について、研修生の在籍する大学等の学生の身分を保有したまま受け入れるものとする。

（研修期間）

第4条

研修の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（研修生）

第5条

研修生は、 _____ とする。

（研修生の服務等）

第6条

- 1 研修生の服務、勤務時間及び休日等については、原則として甲の関係規程によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
- 2 研修生に信義に反する行為があったときは、甲は研修を中止することができるものとする。
- 3 研修生の処分等については、乙において行う。

（費用負担）

第7条

研修生に対する賃金、通勤手当等は、甲が特に定めない限り無報酬とする。

